

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第七条中「第四条第四項」を「第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに同条第四項」に改める。